

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成 27 年 1 月

内閣府男女共同参画局

1. 目標

国の審議会等における女性委員の割合については、平成22年12月17日に閣議決定した「第3次男女共同参画基本計画」に、次のような目標を設定している。

〔審議会等の委員について〕

国の審議会等委員について、平成32年(2020年)までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の40%未満とならない状態(女性委員の割合が40%以上60%以下)を目指す。

〔審議会等の専門委員等について〕

臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32年(2020年)までのできる限り早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となることを目指す。

2. 調査結果

平成26年9月30日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況に関する調査結果は以下のとおり（〔 〕内は、平成25年9月30日現在の数字）。

《審議会等の委員について》

- ① 国の審議会等委員1,854人のうち、女性は656人で、女性委員の占める割合は35.4%〔1,785人のうち610人、34.2%〕となり、昨年に引き続き上昇し、本調査開始以降、最高値となった(表1)。
- ② 女性委員を含む審議会等は120のうち118で、全体の98.3%〔113のうち110、97.3%〕である(表1)。女性委員を含まない審議会は、検察官適格審査会及び臨時水俣病認定審査会である〔証券取引等監視委員会、検察官適格審査会及び総合資源エネルギー調査会〕。
- ③ 女性委員の割合が高い府省を順番にみると、消費者庁(48.1%)、外務省(40.0%)、農林水産省(39.3%)、内閣府(37.3%)、総務省(36.6%)、文部科学省(35.1%)、国土交通省(35.1%)となっている(表2)。また、平成25年9月30日現在と比べて女性委員の割合が1ポイント以上増加したのは、外務省(12.2ポイント増で40.0%)、経済産業省(5.4ポイント増で34.4%)、金融庁(3.0ポイント増で33.8%)、文部科学省(2.8ポイント増で35.1%)、国土交通省(1.3ポイント増で35.1%)である。
- ④ 委員の種類別に女性委員の参画状況をみると、職務指定8.0%、団体推薦25.2%、これら以外37.3%となっており〔職務指定8.5%、団体推薦24.3%、これら以外35.7%〕(表3)、職務指定による女性委員の割合には昨年からの改善は見られず、職務指定と団体推薦による委員のうち女性が占める割合は依然低い状況にある。
- ⑤ 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等は120のうち43で、全体の35.8%である(表4)。

- ⑥ 会長が女性の審議会は7で、恩給審査会、水産政策審議会、経済産業省独立行政法人評価委員会、中央建設工事紛争審査会、土地鑑定委員会、小笠原諸島振興開発審議会及び防衛施設中央審議会である〔5審議会：水産政策審議会、経済産業省独立行政法人評価委員会、中央建設工事紛争審査会、自衛隊員倫理審査会及び防衛施設中央審議会〕。

《審議会等の専門委員等について》

- ① 国の審議会等における専門委員等 8,191 人のうち、女性は1,835人で、女性委員の占める割合は22.4%〔8,006人のうち1,609人、20.1%〕となり、審議会等委員と同様、本調査開始以降、最高値となった(表1)。
- ② 女性の専門委員等を含む審議会等は、専門委員等を有する68の審議会等のうち64で、94.1%である〔69審議会等のうち65、94.2%〕(表5)。
- ③ 女性の専門委員等の割合が高い府省を順番にみると、外務省(100%)、消費者庁(43.5%)、財務省(32.6%)、内閣府(32.2%)、総務省(30.0%)、となっている(表5)。
- ④ 女性の専門委員等の占める割合が30%以上の審議会等は22で、専門委員等を有する審議会等のうち32.4%である。

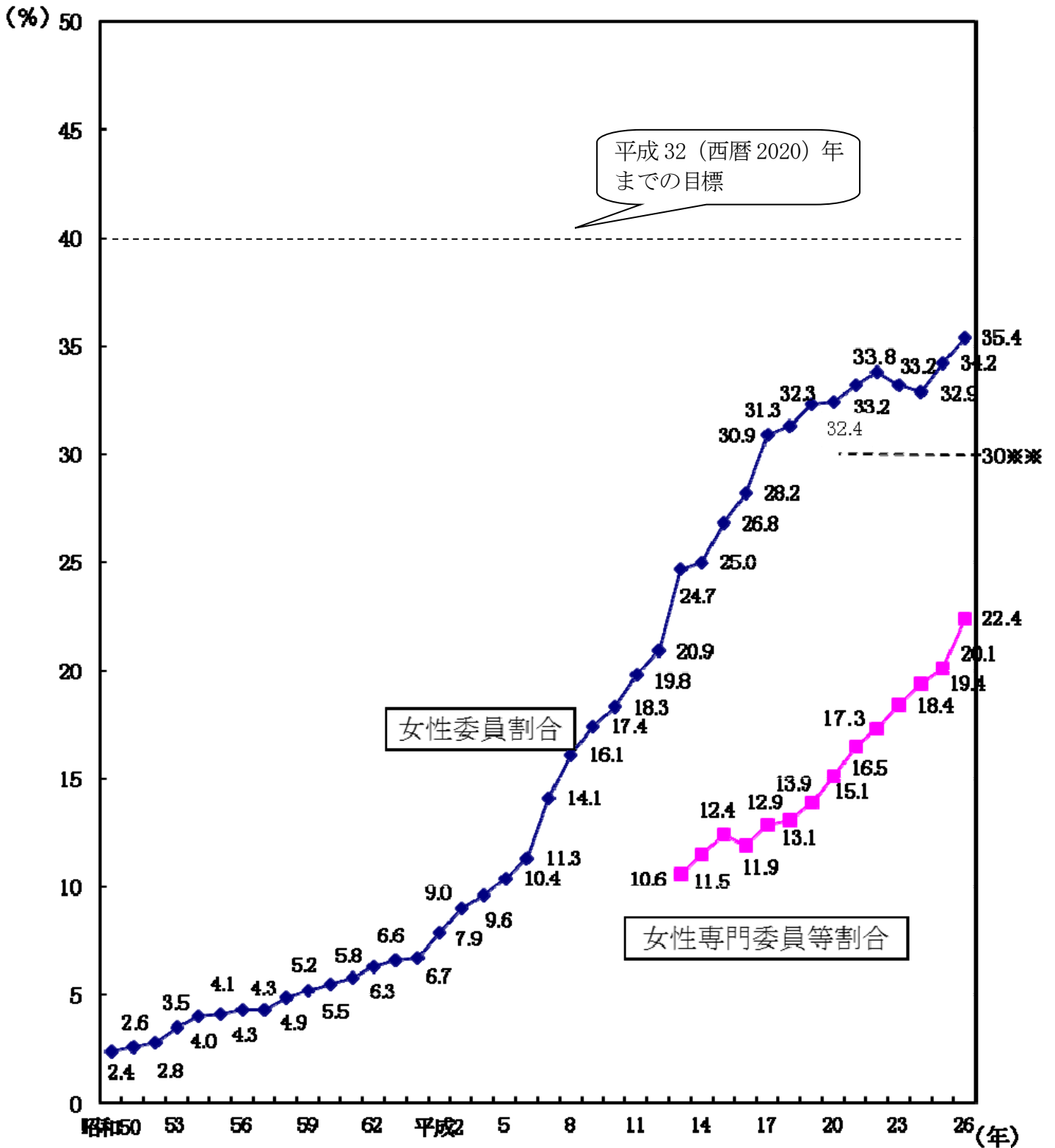
表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

調査時点	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員 を含む 審議会の 割合(%)	委員総数 (人)	女性 委員数 (人)	女性委員 の割合 (%)	専門委員 等総数 (人)	女性の 専門委員 等数 (人)	女性の 専門委員 等の割合 (%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4			
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1			
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5			
平成2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9			
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0			
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6			
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4			
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3			
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1			
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1			
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4			
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3			
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8			
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9			
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7	7,201	763	10.6
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0	8,114	935	11.5
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8	8,815	1,091	12.4
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2	9,885	1,180	11.9
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9	9,039	1,165	12.9
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	31.3	9,921	1,304	13.1
19年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	32.3	9,446	1,314	13.9
20年9月30日	111	109	98.2	1,873	607	32.4	9,706	1,461	15.1
21年9月30日	109	106	97.2	1,779	591	33.2	8,646	1,425	16.5
22年9月30日	105	102	97.1	1,708	577	33.8	8,752	1,514	17.3
23年9月30日	108	105	97.2	1,723	572	33.2	8,412	1,550	18.4
24年9月30日	109	106	97.2	1,778	585	32.9	8,100	1,571	19.4
25年9月30日	113	110	97.3	1,785	610	34.2	8,006	1,609	20.1
26年9月30日	120	118	98.3	1,854	656	35.4	8,191	1,835	22.4

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく国の審議会等（調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命中であるもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。）を対象に、内閣府が調査した。

専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員）とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



※ 平成 17 年 9 月 30 日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

※※ 専門委員等における、平成 32 (西暦 2020) 年までの目標。

表2 府省別女性委員の参画状況

(平成26年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数					職務指定			団体推薦			その他		
	女性含む	総数	女性	割合(%)	平成25年割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)		
															総数	女性
内閣府	20	20	260	97	37.3	37.5	17	1	5.9	23	8	34.8	220	88	40.0	
金融庁	6	6	65	22	33.8	30.8	-	-	-	7	1	14.3	58	21	36.2	
消費者庁	2	2	27	13	48.1	48.1	-	-	-	-	-	-	27	13	48.1	
総務省	11	11	123	45	36.6	36.7	1	0	0.0	6	4	66.7	116	41	35.3	
法務省	6	5	62	17	27.4	27.4	15	0	0.0	12	2	16.7	35	15	42.9	
外務省	2	2	20	8	40.0	27.8	-	-	-	-	-	-	20	8	40.0	
財務省	5	5	113	39	34.5	35.3	6	0	0.0	-	-	-	107	39	36.4	
文部科学省	9	9	222	78	35.1	32.3	-	-	-	32	6	18.8	190	72	37.9	
厚生労働省	14	14	303	104	34.3	33.6	2	0	0.0	19	5	26.3	282	99	35.1	
農林水産省	8	8	163	64	39.3	38.4	3	0	0.0	-	-	-	160	64	40.0	
経済産業省	11	11	151	52	34.4	29.0	-	-	-	1	1	100.0	150	51	34.0	
国土交通省	12	12	205	72	35.1	33.8	31	5	16.1	7	0	0.0	167	67	40.1	
環境省	9	8	100	31	31.0	32.8	-	-	-	-	-	-	100	31	31.0	
防衛省	5	5	40	14	35.0	35.0	-	-	-	-	-	-	40	14	35.0	
合計	120	118	1,854	656	35.4	34.2	75	6	8.0	107	27	25.2	1,672	623	37.3	
(参考)復興庁	1	1	14	3	21.4	21.4	3	0	0.0	-	-	-	11	3	27.3	

※ 復興庁の復興推進委員会は、復興庁設置法に基づく組織であり、内閣府設置法第37条及び第54条並びに国家行政組織法第8条の審議会等ではないため、参考として外数で掲載している。

表3 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成26年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	職務指定、団体推薦以外
委員総数(A)	1,854人	75人	107人	1,672人
女性委員数(B)	656人	6人	27人	623人
女性割合(B/A)	35.4%	8.0%	25.2%	37.3%

表4 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等

内閣府 (10/20)	恩給審査会	獣医事審議会
官民競争入札等監理委員会	政策評価・独立行政法人評価委員会	農林漁業保険審査会
子ども・子育て会議	情報通信審議会	農林水産省独立行政法人評価委員会
内閣府独立行政法人評価委員会	情報通信行政・郵政行政審議会	水産政策審議会
衆議院議員選挙区画定審議会	消防審議会	経済産業省 (3/11)
情報公開・個人情報保護審査会	法務省 (2/6)	産業構造審議会
公益認定等委員会	中央更生保護審査会	化学物質審議会
再就職等監視委員会	日本司法支援センター評価委員会	工業所有権審議会
退職手当審査会	外務省 (1/2)	国土交通省 (3/12)
消費者委員会	外務人事審議会	土地鑑定委員会
沖縄振興審議会	財務省 (1/5)	国土交通省独立行政法人評価委員会
金融庁 (0/6)	国税審議会	小笠原諸島振興開発審議会
消費者庁 (2/2)	文部科学省 (1/9)	環境省 (2/9)
消費者安全調査委員会	文化審議会	公害健康被害補償不服審査会
消費者教育推進会議	厚生労働省 (3/14)	核燃料安全専門審査会
総務省 (8/11)	がん対策推進協議会	防衛省 (3/5)
国地方係争処理委員会	疾病・障害認定審査会	自衛隊員倫理審査会
電気通信紛争処理委員会	援護審査会	防衛施設中央審議会
電波監理審議会	農林水産省 (4/8)	防衛調達審議会

計 43 / 120
(35.8%)

表5 府省別女性の専門委員等の参画状況

(平成26年9月30日現在)

府省庁	専門委員等を有する審議会数		専門委員等数			
		女性含む	総数	女性	割合(%)	平成25年割合(%)
内閣府	10	9	404	130	32.2	24.2
金融庁	2	2	56	5	8.9	7.6
消費者庁	1	1	62	27	43.5	42.1
総務省	6	6	357	107	30.0	30.1
法務省	1	1	58	6	10.3	7.7
外務省	1	1	1	1	100.0	100.0
財務省	4	3	86	28	32.6	30.4
文部科学省	8	8	2,340	566	24.2	23.8
厚生労働省	8	8	1,513	369	24.4	22.9
農林水産省	5	5	327	63	19.3	18.5
経済産業省	9	9	1,305	294	22.5	14.0
国土交通省	8	8	948	174	18.4	17.2
環境省	5	3	734	65	8.9	10.8
合計	68	64	8,191	1,835	22.4	20.1

表6 委員の種類別女性の専門委員等の参画状況

(平成26年9月30日現在)

	計	臨時委員	特別委員	専門委員
専門委員等総数(A)	8,191人	3,683人	706人	3,802人
女性専門委員等数(B)	1,835人	880人	130人	825人
女性専門委員等割合(B/A)	22.4%	23.9%	18.4%	21.7%

(参考1)

重要政策会議における女性議員等の割合

重要政策会議とは、内閣府設置法第18条に基づき内閣府に設置されている4つの会議（①経済財政諮問会議、②総合科学技術・イノベーション会議、③中央防災会議、④男女共同参画会議）のことをいう。内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を目的とし、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長として、関係大臣と有識者から構成されている。

平成26年9月30日現在の重要政策会議における女性議員等の割合は以下のとおりとなっている。

1. 女性議員・委員の参画状況

(平成26年9月30日現在)

会議名	議員・委員数								
	(議長・会長を含む)			国務大臣等*			有識者等		
	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
経済財政諮問会議	11	2	18.2	7	2	28.6	4	0	0.0
総合科学技術・イノベーション会議	15	4	26.7	8	2	25.0	7	2	28.6
中央防災会議	27	6	22.2	19	5	26.3	8	1	12.5
男女共同参画会議	25	12	48.0	13	5	38.5	12	7	58.3

※ 内閣総理大臣又は国務大臣、関係機関(国の行政機関を含む)の長をもって充てることとされている議員・委員を指す。

2. 女性の専門委員の参画状況

(平成26年9月30日現在)

会議名	専門委員数		
	総数	女性	割合(%)
経済財政諮問会議	21	7	33.3
総合科学技術・イノベーション会議	50	15	30.0
中央防災会議	11	3	27.3
男女共同参画会議	21	13	61.9

(参考2)

審議会等における委員等の公募の状況について

第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)においては、「国の審議会等委員について、引き続き、専門的知識・技術を有する女性の発掘・育成、幅広い専門分野からの女性の登用、受益者・消費者という立場からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などによって、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。」とされている。

平成12年度以降の公募状況については、食品安全委員会(内閣府所管)、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、林政審議会、水産政策審議会、獣医事審議会、農業資材審議会、農林水産省独立行政法人評価委員会(以上農林水産省所管)の8審議会等において実績があった。なお、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に募集されたものはなかった。

1. 平成12年度以降の公募実績

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
				女性	女性			
内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19.7.2~H19.8.10
		専門委員	若干名	47	33	4	4	H21.6.11~H21.7.10
		専門委員	若干名	26	19	2	2	H23.6.9~H23.7.8
		専門委員	2	22	15	2	2	H25.6.4~H25.7.4
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12.11.17~H12.12.4
		委員	4	235	60	4	2	H14.10.8~H14.11.15
		委員	3	231	63	3	1	H17.4.26~H17.6.7
		臨時委員	4	28	4	4	0	H17.6.1~H17.6.30
		委員	2	73	20	2	1	H19.5.4~H19.6.11
		委員	4名程度	83	14	4	2	H22.7.6~H22.7.30
		委員	2名程度	25	6	2	1	H25.4.17~H25.5.7
	農林物資規格調査会	委員	1	42	23	1	1	H14.10.1~H14.10.31
		専門委員	1			1	1	
		専門委員	2	32	17	2	2	H16.9.27~H16.10.26
		専門委員	1	47	27	1	1	H18.10.2~H18.10.31
		委員	1	17	11	1	1	H23.5.27~H23.6.10
		委員	1	1	1	1	1	H25.5.8~H25.5.29
	林政審議会	委員	2	23	7	2	2	H18.10.25~H18.11.24
委員		2	28	4	2	1	H20.10.20~H20.11.17	
委員		2名程度	24	5	3	2	H24.10.11~H24.10.31	

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
					女性		女性	
	水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15. 2. 17～H15. 4. 11
		委員	3	14	1	3	0	H19. 4. 15～H19. 5. 18
		委員	3	17	1	3	0	H21. 4. 16～H21. 5. 15
		委員	3	7	0	3	0	H23. 4. 11～H23. 5. 10
		委員	3	24	4	3	1	H25. 4. 8～H25. 5. 7
	獣医事審議会	委員及び 臨時委員	11	8	1	3	1	H22. 6. 29～H22. 7. 27
		委員及び 臨時委員	11	5	0	2	0	H24. 5. 28～H24. 6. 21
	農業資材審議会	委員、 臨時委員 及び 専門委員	11	3	2	1	0	H22. 12. 27～H23. 1. 16
	農林水産省独立行政 法人評価委員会	委員	5名程度	1	0	1	0	H22. 11. 26～H22. 12. 24
		委員	4名程度	1	0	1	0	H24. 11. 12～H24. 12. 7

2. 募集方法及び選考方法

いずれの審議会等も、あるテーマに関する意見や小論文の提出を応募要件とし、府省内に設置する選考委員会等において当該意見等の内容を勘案して選考している。

(参考3)

第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）抜粋

第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	33.2% (平成21年)	40%以上 60%以下 (平成32年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	16.5% (平成21年)	30% (平成32年)

(3) 行政分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
④国の審議会等委員における女性の参画の拡大	
・国の審議会等委員について、引き続き、専門的知識・技術を有する女性の発掘・育成、幅広い専門分野からの女性の登用、受益者・消費者という立場からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などによって、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。	全府省
・ <u>国の審議会等委員について、平成32年(2020年)までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の40%未満とならない状態(女性委員の割合が40%以上60%以下)を目指す。</u>	全府省
・ <u>臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32年(2020年)までのできる限り早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となることを目指す。</u>	全府省
・団体推薦による審議会等委員について、引き続き、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。	全府省
・各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。	内閣府
・国の審議会等の女性委員等の人材に関して、個人情報保護に配慮しつつ、引き続き情報提供を行う。	内閣府